

入札監理小委員会における審議の結果報告

個人被ばく管理に係る業務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- ・ 本事業は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）において、関係法人のみによる応札など不透明な調達が多発し実施されていることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された事業のうちの 1 件である。（公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表に初めて記載され、今回が市場化テスト 2 回目だが、評価は未実施）
- ・ 主な業務項目（資料 4 - 2 : 5/69 頁）
 - ①外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守管理
 - ②内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守管理
 - ③上記業務にかかるデータ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理
- ・ 今回から単年度事業であったのを複数年度事業化（2 年間）
- ・ 受託者の決定方法として総合評価落札方式以外の落札者決定方式を採用

2. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

業務内容は、被ばくの測定評価の補助であり、最終的な責任の所在が機構にあることを明示すべき。

【対応 1】

実施要項本文に「機構は落札者が実施した線量測定・評価の結果、測定機器の保守・管理の結果の内容を確認し、最終的な責任を持つ。」と明記した。（資料 4 - 2 : 5/69 頁）

【論点 2】

「確保されるべき対象業務の質」で「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の法令を列挙しているが、法令遵守義務を落札者に負わせるものではないので、ここに書く必要はないのではないか。参入障壁となるおそれがある。

【対応 2】

「確保されるべき対象業務の質」から法令に係る部分は削除し、代わりに要領書の遵守を求めることとした。（資料 4 - 2 : 5/69 頁）法令については、

「遵守」ではなく「理解すること」を求める旨を、実施要項の「別紙 1 本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等一覧」に記載した。(資料 4-2 : 22/69 頁)

【論点 3】

裁判管轄について、単に管轄裁判所と書くのではなくて、専属的合意管轄裁判所と書いた方がよい。

【対応 3】

以下の下線部を加えた。(資料 4-2 : 21/69 頁)

「本契約に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。」

【論点 4】

「作業実績全般において、従前の傾向と大幅に変わるような想定はしていない。」とあるが、実態としては減少しているので、記載と実態の整合性をとるように。

【対応 4】

ここの記載では年度内で、月ごと、4 半期ごとに増減があまりないということの説明したいので、それがわかるように以下のとおり記載を修正した。

「月別又は四半期別の業務量において、大幅な変更が必要となるような対象数の変更はない。」(資料 4-2 : 31/69 頁)

【論点 5】

特殊モニタリングが契約範囲外であることを明示すべき。

【対応 5】

- ・ 実施要項の「別紙 5-2 業務範囲」で「プルトニウム吸入等の内部被ばく事象発生時における測定・評価は契約範囲外とする。」と明示した。(資料 4-2 : 41/69 頁)
- ・ 仕様書の「表 4 作業内容及び作業分担」から特殊モニタリングに係る記載を削除した。(資料 4-2 : 68/69 頁)

【論点 6】

実施要項の「別紙 8 技術提案書」の記載例において、業務従事予定者が全員「雇用」されていることが前提の書きぶりとなっているが、雇用である必要があるのか。

【対応 6】

「雇用」である必要はないので、「雇用」に関する記載を削除した。(資料 4-2 : 48/69 頁)

3. パブリック・コメントの結果

平成 29 年 8 月 21 日から 9 月 4 日までパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。 以 上